



千葉市からのお知らせ

発行日：令和8年8月26日

発行元：千葉市経済部産業支援課

令和8年8月千葉豪雨で被災された**中小企業者**向けの

支 援 ま と め

令和8年8月千葉豪雨により被災された中小企業者の皆様へ、
臨時相談窓口や資金調達に関する支援等についてご案内します。



災害に便乗した悪質な勧誘や契約トラブルにご注意ください。

臨時相談窓口

相談できること	相談先
・中小企業資金融資制度 ・セーフティネット保証認定	千葉市役所 産業支援課 ■所在地 千葉市中央区千葉港1-1 市役所高層棟7階 ■電話相談 043-245-5284 ■受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）
経営全般	公益財団法人 千葉市産業振興財団 ■所在地 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階 ■電話相談 043-201-9506 ■受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く） ■メール相談 https://www.chibashi-sangyo.or.jp/contact/ ※メール相談は、随時受け付けています。



■その他の特別相談窓口

- 【千葉県】 商工労働部経営支援課：043-223-2707
産業振興センター：043-299-2907
- 【金融機関】 日本政策金融公庫 千葉支店 中小企業事業：043-243-7121
国民生活事業：0570-037-502
商工組合中央金庫 千葉支店：043-248-2345
- 【保証機関】 千葉県信用保証協会：043-221-8111
- 【商工関係団体】 千葉商工会議所：043-227-4101
千葉県商工会連合会：043-305-5222
- 【国】 関東経済産業局 産業部 中小企業課：048-600-0321
- 【その他関係団体】 千葉県中小企業団体中央会：043-306-3281
千葉県よろず支援拠点：043-299-2921
全国商店街振興組合連合会：03-3553-9300
中小機構 関東本部 企業支援課：03-5470-1620

名称	概要
中小企業資金融資制度 災害復旧資金 (普通保証枠)	千葉県信用保証協会が信用保証を行うことで、被災された中小企業者の皆様が、復旧に向けた費用を円滑に金融機関から借りられるよう支援する制度です。 なお、融資にあたっては、<u>金融機関や信用保証協会</u>で審査があります。 ①融資対象者 令和8年8月千葉豪雨により被災した市内で事業を営む中小企業者 ②融資限度額 5,000万円 ③融資期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 ※いずれも据置期間 2年以内 ④返済方法 元金均等、元利均等、期日一括 ⑤融資利率 年1.8%以内 ⑥利子補給率 1.4% (ただし上限は融資利率) ⑦信用保証 普通保証 (責任共有制度対象保証) ⑧担保 千葉県信用保証協会 ⑨申込先 (取扱金融機関) ■みずほ銀行 (千葉支店、稲毛支店、稲毛海岸支店) ■三井住友銀行 (千葉法人営業部) ■三菱UFJ銀行 (千葉支店) ■りそな銀行 (千葉支店) ■千葉銀行 (全支店)、 ■千葉興業銀行 (全支店) ■京葉銀行 (全支店) ■常陽銀行 (千葉支店) ■千葉信用金庫 (全支店) ■銚子信用金庫 (千葉支店) ■佐原信用金庫 (作草部支店、都賀支店) ■商工組合中央金庫 (千葉支店)
セーフティーネット 保証4号認定	自然災害等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者が、円滑に資金調達ができるよう、通常の保証限度額とは別枠で信用保証協会の保証が受けられる制度です。 今後、災害救助法が適用された本市を含む県内25市町を対象にセーフティネット保証4号 (突発的災害 (自然災害等)) が適用される予定です。 申請方法等の詳細は、決まり次第、市ホームページでお知らせします。 千葉市 セーフティネット保証  

■ (参考) 千葉県の資金繰り支援について

千葉県においても、令和8年8月千葉豪雨により被害を受けた中小企業者の復旧・復興を支援するため、県制度融資による金融支援を行っております。

千葉県 令和8年8月千葉豪雨 中小企業 資金繰り支援



■ (参考) 経済産業省の支援措置について

- ・災害復旧貸付等 (千葉県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫)
- ・既往債務の返済条件緩和等の要請 (千葉県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会)
- ・小規模企業共済災害時貸付の適用 (中小企業基盤整備機構)

経済産業省 令和8年8月千葉豪雨 中小企業 支援措置

